

八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八雲町（以下「町」という。）が発注する工事等の契約から暴力団の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 工事又は製造の請負、調査及び設計並びに測量等の業務委託の契約をいう。
- (2) 入札参加資格 町が発注する工事等の契約に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5に基づく一般競争入札の参加資格並びに第167条の11に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団及び暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者をいう。

(入札参加排除の措置等)

第3条 町長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が、別表各項に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、建設工事等一般競争入札参加資格審査会又は建設工事等指名競争入札参加者選考指名委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、別表各項に定める期間において、当該入札参加資格者を町が発注する工事等の契約から排除する措置（以下「入札参加排除措置」という。）を行うものとする。

- 2 町長は、前項の入札参加排除措置に該当する入札参加資格者であると疑うに足る事実を把握したときは、函館方面八雲警察署長（以下「警察署長」という。）に対し照会するものとする。
- 3 町長は、入札参加排除措置を行ったときは、当該入札参加資格業者の名称、所在地及び排除措置を公表することができる。
- 4 第1項の規定は、入札参加排除措置を受けた者を構成員として含む共同企業体及びその他団体についても準用する。

(入札参加排除措置の解除)

第4条 町長は、前条第1項の規定に基づき、入札参加排除措置を行った入札参加資格者（以下「入札参加排除措置者」という。）に対して、入札参加排除措置を行った日から別表各項に定める期間を経過し、かつ当該入札参加排除措置者から入札参加排除措置の解

除の申出があり、別表各項のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加排除措置を解除することができる。

2 前項の場合において、町長は別表各項のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

(勧告措置等)

第5条 町長は、入札参加排除措置を行わない場合において、この要領の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し、必要な措置の勧告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加資格者の審査における排除)

第6条 町長は、入札参加資格者に係る参加資格の審査に当たり、入札参加排除措置者の資格を認めないものとする。

(一般競争入札からの排除)

第7条 町長は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加排除措置者の入札参加を認めないものとする。

2 町長は、入札参加資格を認めた者が契約締結の日までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、契約の締結を行わないものとする。

(指名競争入札からの排除)

第8条 町長は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加排除措置者を指名しないものとする。

2 町長は、指名を受けた者が契約締結の日までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該指名を取り消し、契約の締結を行わないものとする。

(随意契約からの排除)

第9条 町長は、入札参加排除措置者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から町長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第10条 町長は、入札参加排除措置者が、町が発注する工事等の契約の下請負人又は受託者（以下「下請負人等」という。）となることを認めないものとする。

2 第7条から第9条及び前項の規定は、入札参加排除措置者を構成員とする共同企業体についても準用する。

3 町長は、工事等の契約にあたり入札参加排除措置者を下請負人等としていたときは、工事等の契約の受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

(契約の解除)

第11条 町長は、工事等の契約の受注者が入札参加排除措置を受けたときは、当該契約を解除することができる。

(不当介入等に対する措置)

第12条 町長は、工事等の契約の受注者が当該契約の履行にあたり、暴力団員等又は暴

力団関係者から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察へ届出を行うよう指導するものとする。

2 町長は、工事等の契約の受注者が直接又は間接に、指揮又は監督を行うべき下請負人等が、暴力団員等又は暴力団関係者から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し、前項と同様の措置を行うよう、当該契約の受注者に指導を行うことを求めるものとする。

3 町長は、工事等の契約の受注者又は下請負人等が前2項の不当介入等を受け、当該契約の履行の遅延等の発生するおそれがあると認められるときは、当該契約の受注者が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講ずるものとする。

（警察署長との連携）

第13条 町長は、この要領の運用にあたり、警察署長との密接な連携を行うものとする。

（入札参加排除措置の通知）

第14条 町長は、第3条の規定により入札参加排除措置を行い、又は第4条の規定により入札参加排除措置を解除したときは、当該入札参加資格業者に対し、入札参加排除措置通知書（様式第1号）又は入札参加排除措置解除通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要件	期間
1 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ改善されたと認められるまで。
2 入札参加資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで。
3 入札参加資格者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 入札参加資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
5 入札参加資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約の相手方が上記1から4までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	
6 入札参加資格者が勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。	